

第 34 期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年3月19日（火曜日）午前10時
受付開始 午前9時30分

開催場所

山口県周南市築港町8-33
ホテルサンルート徳山
別館3階 銀河の間

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目次

第34期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	16
計算書類	18
監査報告書	20
株主総会参考書類	26

株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(証券コード 3047)
(発送日) 2024年 3月4日
(電子提供措置の開始日) 2024年 2月26日

株 主 各 位

山口県下松市生野屋南三丁目3番40号
株式会社 T R U C K - O N E
代表取締役社長 小 川 雄 也

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.truck-one.com>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、会社概要より「IR情報」「IRニュース」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、福岡証券取引所（福証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

福岡証券取引所ウェブサイト（福岡証券取引所上場会社一覧）<https://www.fse.or.jp>

(上記の福証ウェブサイトアクセスいただき、「福岡証券取引所の上場会社について」の「銘柄名」に「T R U C K - O N E」又は当社証券コード「3047」を入力・検索し、「詳細情報」を選択して、「上場会社詳細情報」にある「株主総会招集通知」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、書面による事前の議決権行使を行っていただくようお願い申し上げます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年3月18日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月19日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 山口県周南市築港町8-33
ホテルサンルート徳山 別館3階 銀河の間
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
- 第34期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類
監査結果報告の件
 - 第34期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- 議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎会社法改正により、電子提供措置事項については上記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

# 事業報告

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限が解除されたことにより、経済活動の正常化が進み回復基調で推移しているものの、各国の金融引き締めに伴う海外景気の減速や、資源価格の高騰、人手不足の深刻化など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。このような状況の下、当社グループの主力事業である商用車関連事業は、大型車両の新車供給の回復に伴い中古大型車両の販売が鈍化したことにより、売上高は前年を下回る結果となりました。しかしながら、新車の納期には未だ時間を要する物も多く、新車登録3年以内の高年式中古車両の需要は依然として高い状況であり、当該車両を中心に販売が推移したことにより、損益面では前年を上回る結果となりました。運送関連事業につきましては、人手不足により貨物取扱量が減少したものの、採算性の向上に取り組んだことにより減収増益となりました。

当連結会計年度の経営成績としては、売上高6,437,973千円（前期比9.3%減）、営業利益182,624千円（前期比13.1%増）、経常利益196,625千円（前期比10.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益120,407千円（前期比10.8%増）となりました。

当事業年度の期末配当につきましては、業績が堅調に推移したことから普通配当1株当たり3円00銭を増配し、5円50銭の実施を予定しております。これにより既に実施済みの中間配当1株当たり2円50銭と合わせまして、年間配当金は1株当たり8円00銭を予定しております。

セグメントごとの業績は以下のとおりであります。

#### ①商用車関連事業

大型車両の新車供給の回復に伴い中古大型車両の販売が鈍化したことにより売上高は前年を下回ったものの、損益面においては、需要の高い新車登録3年以内の高年式中古車両を中心に販売が推移したことにより、商用車関連事業の売上高は5,653,086千円（前期比9.9%減）、セグメント利益は162,580千円（前期比12.9%増）となりました。

#### ②運送関連事業

人手不足により貨物取扱量が減少したものの、採算性の向上に取り組んだことにより、売上高は784,886千円（前期比4.2%減）、セグメント利益は18,523千円（前期比31.3%増）となりました。

## (2) 対処すべき課題

当社が今後取り組む対処すべき課題は、以下のとおりであります。

当社は、多種多様な車両の在庫を取り揃えておりますが、新車の登録数の減少やメーカーの在庫調整による中古車市場全体の車両の取扱量が逡減した場合には、良質な中古車両を確保することが難しくなり、販売機会を損なうおそれがあります。このような状況に対応していくために、レンタル・リース事業に注力し、レンタアップ・リースアップ車両を数多く中古車市場へ送り出して販売機会の増加を図ってまいります。

また、国内の人口減少による物流業界の縮小も考えられます。人口減少による労働力不足は貨物輸送量の減少に繋がり、当社の事業用車両の販売事業や子会社の運送関連事業にも大きな影響を与えます。しかし、日本の市場の縮小が進む一方で、海外の市場にはまだまだビジネスチャンスがあると考えております。子会社のSUN AUTO株式会社の持つ東南アジアの販売網と当社の強みである輸出用車両の仕入れをプラスすることで、シナジーを発揮することが期待でき、各国の規制や商習慣に対応するノウハウなどを得ることが可能となりました。今後は、従来の国内市場に加え、東南アジアを中心とした海外への輸出に関しても力を入れていく方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資は商用車関連事業271,142千円、運送関連事業10,884千円、総額は282,027千円の設備投資を行いました。これらは、主に、賃貸用車両の購入に関するものであります。

## (4) 資金調達の状況

該当する事項はございません。

## (5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はございません。

**(6) 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当する事項はございません。

**(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当する事項はございません。

**(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

該当する事項はございません。

**(9) 財産及び損益の状況**

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                  | 第31期<br>(2020年度) | 第32期<br>(2021年度) | 第33期<br>(2022年度) | 第34期<br>(当連結会計年度)<br>(2023年度) |
|----------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (千円)           | 4,740,115        | 5,997,535        | 7,096,340        | 6,437,973                     |
| 経 常 利 益 (千円)         | 45,984           | 98,684           | 177,468          | 196,625                       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (千円) | 23,239           | 69,337           | 108,669          | 120,407                       |
| 1株当たり当期純利益           | 9円69銭            | 28円90銭           | 45円30銭           | 50円19銭                        |
| 総 資 産 (千円)           | 4,540,424        | 4,712,811        | 5,600,748        | 6,191,959                     |
| 純 資 産 (千円)           | 695,630          | 754,195          | 854,784          | 967,817                       |

②当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分            | 第31期<br>(2020年度) | 第32期<br>(2021年度) | 第33期<br>(2022年度) | 第34期<br>(当期)<br>(2023年度) |
|----------------|------------------|------------------|------------------|--------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 4,042,311        | 4,605,549        | 5,695,766        | 5,171,608                |
| 経 常 利 益 (千円)   | 62,198           | 68,028           | 175,032          | 192,015                  |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 47,217           | 46,003           | 114,038          | 163,339                  |
| 1株当たり当期純利益     | 19円68銭           | 19円18銭           | 47円54銭           | 68円09銭                   |
| 総 資 産 (千円)     | 4,009,404        | 4,136,566        | 5,039,345        | 5,799,400                |
| 純 資 産 (千円)     | 666,359          | 699,972          | 802,792          | 951,837                  |

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

該当する事項はございません。

### ②重要な子会社の状況

| 会 社 名                 | 資 本 金     | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-----------------------|-----------|----------|---------|
| 株 式 会 社 T.L.G         | 29,500 千円 | 100.0 %  | 運送関連事業  |
| 丸 進 運 油 株 式 会 社       | 10,000 千円 | 100.0 %  | 運送関連事業  |
| S U N A U T O 株 式 会 社 | 20,000 千円 | 100.0 %  | 商用車関連事業 |

### ③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当する事項はございません。

## (11) 主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社3社で構成され、商用車関連事業と運送関連事業を展開しております。

### ①商用車関連事業

商用車関連事業として、事業用車両を全国のディーラーや業者・ユーザーに販売いたしております。当社の提供いたします車両は自社工場で点検・整備を行い、またお客様の希望に合わせた仕様に変更することもできるのが特徴であります。主な商品といたしましては、トラック、ダンプ、特殊車両（コンクリートミキサー車、冷凍車、タンク車、車載車、高所作業車等）であります。また、SUN AUTO株式会社は東南アジアを中心とした輸出販売を行っております。

レンタル・リース事業は、主に冷蔵冷凍車を中心としたラインナップでその他の車種としてウイング車、車載車、塵芥車、アームロール車等を取り揃えております。また、中長期で使用されるお客様のニーズに応えるため、車両のリースも行っております。

自動車整備事業は、指定工場の強みを活かし、自社の販売車両だけでなく、一般のお客様に対しても、車検・整備・板金・塗装等といったサービスを提供しております。

### ②運送関連事業

子会社である株式会社T.L.Gと丸進運油株式会社において、運送関連事業を行っております。株式会社T.L.Gでは一般貨物輸送、丸進運油株式会社では燃料を中心に輸送を請け負っております。

## (12) 事業所

### ①当社の事業所

|   |         |                     |
|---|---------|---------------------|
| 本 | 社       | 山口県下松市生野屋南3-3-40    |
| 東 | 京 支 店   | 東京都港区港南2-11-1-4F    |
| 千 | 葉 営 業 所 | 千葉県四街道市小名木122-1     |
| 名 | 古 屋 支 店 | 愛知県津島市金柳町字観音堂32     |
| 岡 | 山 支 店   | 岡山県岡山市南区妹尾4167-1    |
| 山 | 口 支 店   | 山口県下松市生野屋南3-3-40    |
| 福 | 岡 支 店   | 福岡県糟屋郡新宮町上府北3-10-7  |
| 沖 | 縄 営 業 所 | 沖縄県宜野湾市真志喜2-1-2-203 |

### ②子会社の事業所

#### 株 式 会 社 T . L . G

|   |         |                   |
|---|---------|-------------------|
| 本 | 社       | 山口県下松市生野屋南3-3-5   |
| 周 | 南 営 業 所 | 山口県下松市生野屋南3-3-5   |
| 山 | 口 営 業 所 | 山口県山口市大内矢田北6-2-27 |

#### 丸進運油株式会社

|              |         |                      |
|--------------|---------|----------------------|
| 本            | 社       | 広島県広島市南区月見町1993-9    |
| 水            | 島 営 業 所 | 岡山県倉敷市南畝3-9-7        |
| 周            | 南 営 業 所 | 山口県下松市生野屋南3-5-18     |
| SUN AUTO株式会社 |         |                      |
| 本            | 社       | 福岡県北九州市門司区新門司北1-11-3 |

## (13) 使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|---------|-----------------------|
| 106名    | 9名減                   |

## (14) 主要な借入先の状況

| 借 入 先       | 借 入 金 残 高    |
|-------------|--------------|
| (株) 広 島 銀 行 | 1,330,000 千円 |
| (株) 西 京 銀 行 | 693,737      |
| (株) 山 口 銀 行 | 600,000      |
| (株) 伊 予 銀 行 | 250,000      |

(注) 2023年12月31日現在の借入額が、2億円以上の金融機関を記載しております。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 10,208,000株  
 (2) 発行済株式の総数 2,552,000株  
 (3) 株主数 828名  
 (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                       | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-----------------------------|----------|---------|
| 小 川 雄 也                     | 466,100株 | 19.4%   |
| 小 川 真 也                     | 371,800株 | 15.5%   |
| ル コ ン テ 小 川 珠 里             | 358,500株 | 14.9%   |
| 小 川 サ ト ノ                   | 200,000株 | 8.3%    |
| 高 谷 正 一                     | 151,200株 | 6.3%    |
| 桜 井 誠                       | 96,400株  | 4.0%    |
| 株 式 会 社 TRUCK-ONE 役 員 持 株 会 | 64,600株  | 2.7%    |
| 株 式 会 社 西 京 銀 行             | 56,800株  | 2.4%    |
| 今 福 洋 介                     | 54,100株  | 2.3%    |
| 牧 野 史 朗                     | 27,300株  | 1.1%    |

- (注) 1. 当社は自己株式を153,100株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当する事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当する事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当する事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当する事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況

| 会社における地位                 | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                     |
|--------------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長            | 小 川 雄 也 |                                                                                                  |
| 常 務 取 締 役                | 中 山 雅 彦 | 営業本部長<br>西日本統括部長                                                                                 |
| 常 務 取 締 役                | 眞 崎 高 利 | 管理本部長                                                                                            |
| 取 締 役                    | 小 川 サトノ |                                                                                                  |
| 取 締 役                    | 桜 井 誠   | 企画営業室長<br>海外事業部長                                                                                 |
| 取 締 役                    | 小 川 真 也 | 営業副本部長<br>東日本統括部長<br>東京支店長                                                                       |
| 取 締 役<br>(常 勤 監 査 等 委 員) | 藤 井 彰   | 司法書士藤井彰事務所所長<br>山口県司法書士会名誉会長<br>日本司法書士会連合会司法書士中央研修所所長                                            |
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員)     | 廣 瀬 隆 明 | 廣瀬公認会計士事務所所長<br>北九州ベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長<br>(株)ナフコ社外取締役<br>日創プロニティ(株)社外監査役<br>(株)プラッツ社外取締役(監査等委員) |
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員)     | 武 田 京 子 | 武田法律事務所所長                                                                                        |

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

- ① 2023年3月17日開催の第33回定時株主総会におきまして、藤井彰氏は新たに取締役（常勤監査等委員）に選任され就任いたしました。
  - ② 同定時株主総会終結の時をもって、内田建和氏は取締役（監査等委員）を任期満了により退任いたしました。
2. 藤井彰氏及び廣瀬隆明氏並びに武田京子氏は、社外取締役であり、福岡証券取引所に独立役員として届け出ております。
  3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、藤井彰氏を常勤の監査等委員として選定しております。
  4. 取締役（常勤監査等委員） 藤井彰氏は、司法書士及び行政書士の資格を有しており、法律の専門家として相当程度の知見を有するものであります。
  5. 取締役（監査等委員） 廣瀬隆明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  6. 取締役（監査等委員） 武田京子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役、監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないこととしております。

## (4) 取締役の報酬等

### ①当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                        | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|----------------------------|-------------------|-------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                            |                   | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 67,720<br>(－)     | 67,720<br>(－)     | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 6<br>(－)              |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 6,000<br>(5,400)  | 6,000<br>(5,400)  | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 4<br>(3)              |
| 合 計<br>（うち社外役員）            | 73,720<br>(5,400) | 73,720<br>(5,400) | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 10<br>(3)             |

(注) 上記には2023年3月17日開催の第33期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)1名を含んでおります。

## ② 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針等に係る事項

### a. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2017年3月24日開催の第27期定時株主総会決議において、役員報酬の限度額は取締役（監査等委員を除く）について月額29,000千円（決議により対象となる役員の員数6名）、取締役（監査等委員）について月額1,000千円（決議により対象となる役員の員数3名）と決議いただいております。

### b. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社役員の報酬等については、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された限度額の範囲内で、役位、職責、在籍年数に応じ他社水準、当社の業績、従業員給与水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

業務執行取締役の報酬については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ決定しております。

報酬等の額は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については取締役会において決定し、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、報酬等の額の決定方針に沿うものであると判断しております。

### c. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については取締役会において代表取締役社長小川雄也氏に一任することを決定しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ、各取締役の業務について評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

取締役（監査等委員）の報酬については監査等委員である取締役の協議により決定しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役（常勤監査等委員）藤井彰氏は、司法書士藤井彰事務所の所長、山口県司法書士会名誉会長、日本司法書士会連合会司法書士中央研修所の所長を兼務しております。なお、当社は、各法人等との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）廣瀬隆明氏は、廣瀬公認会計士事務所の所長、北九州ベンチャーキャピタル株式会社の代表取締役社長、株式会社ナフコの社外取締役、株式会社プラッツの社外取締役（監査等委員）、日創プロニティ株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社は、各法人等との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）武田京子氏は、武田法律事務所の所長を兼務しております。なお、当社は、武田法律事務所との間には特別の関係はありません。

### ②当事業年度における主な活動状況

| 区 分              | 氏 名     | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                             |
|------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 藤 井 彰   | 第33期定時株主総会以降に開催された取締役会には、10回全て、監査等委員会には、10回全てに出席し、主に司法書士、行政書士としての専門的見地からの発言を行っております。 |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 廣 瀬 隆 明 | 当事業年度において開催された取締役会には、13回のうち12回、監査等委員会には、14回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。     |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 武 田 京 子 | 当事業年度において開催された取締役会には、13回全て、監査等委員会には、14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。           |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称      A C アーネスト監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                | 支 払 額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 17,500千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 17,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障がある場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

#### (6) 会計監査人の辞任または解任

該当する事項はございません。

### 6. 剰余金の配当の方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化及び業容の更なる拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会を、それぞれの配当決定機関としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、業績など総合的に検討いたしました結果、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするべく、1株当たり配当額として、前事業年度の6円50銭から1株当たり1円50銭増配し、8円00銭（うち中間配当2円50銭）とさせていただきます。

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開に応じて有効活用していくこととしております。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

---

記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部        |           | 負 債 の 部       |           |
|----------------|-----------|---------------|-----------|
| 科 目            | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
| 流 動 資 産        | 4,149,190 | 流 動 負 債       | 4,363,925 |
| 現金及び預金         | 512,315   | 支払手形及び買掛金     | 1,496,520 |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 276,660   | 短期借入金         | 2,600,000 |
| 商品及び製品         | 3,276,724 | 1年内返済予定の長期借入金 | 47,700    |
| 原材料及び貯蔵品       | 27,490    | リース債務         | 42,788    |
| その他            | 57,370    | 未払金           | 83,521    |
| 貸倒引当金          | △1,370    | 未払法人税等        | 41,935    |
|                |           | 賞与引当金         | 1,052     |
|                |           | その他           | 50,407    |
| 固 定 資 産        | 2,042,768 | 固 定 負 債       | 860,215   |
| 有形固定資産         | 1,918,269 | 社 債           | 250,000   |
| 賃貸用資産          | 456,465   | 長期借入金         | 457,301   |
| 建物及び構築物        | 231,440   | リース債務         | 69,206    |
| 機械装置及び運搬具      | 249,147   | 繰延税金負債        | 43,987    |
| 土地             | 969,742   | 退職給付に係る負債     | 39,420    |
| その他            | 11,473    | その他           | 300       |
| 無形固定資産         | 11,452    | 負 債 合 計       | 5,224,141 |
| その他            | 11,452    | 純 資 産 の 部     |           |
| 投資その他の資産       | 113,046   | 株 主 資 本       | 957,498   |
| 投資有価証券         | 46,960    | 資 本 金         | 97,725    |
| 敷金及び保証金        | 23,144    | 資 本 剰 余 金     | 44,955    |
| 繰延税金資産         | 5,324     | 利 益 剰 余 金     | 829,298   |
| その他            | 37,616    | 自 己 株 式       | △14,481   |
| 資 産 合 計        | 6,191,959 | その他の包括利益累計額   | 10,319    |
|                |           | その他有価証券評価差額金  | 10,319    |
|                |           | 純 資 産 合 計     | 967,817   |
|                |           | 負 債 純 資 産 合 計 | 6,191,959 |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連 結 損 益 計 算 書

(2023年 1 月 1 日から)  
(2023年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                           |        | 金 額 |           |
|-------------------------------|--------|-----|-----------|
| 売 上 高                         |        |     | 6,437,973 |
| 売 上 原 価                       |        |     | 5,624,183 |
| 売 上 総 利 益                     |        |     | 813,789   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |        |     | 631,165   |
| 営 業 利 益                       |        |     | 182,624   |
| 営 業 外 収 益                     |        |     |           |
| 受 取 利 息                       | 3      |     |           |
| 受 取 配 当 金                     | 1,621  |     |           |
| 受 取 保 険 金                     | 1,629  |     |           |
| 保 険 解 約 返 戻 金                 | 674    |     |           |
| 補 助 金 収 入                     | 6,480  |     |           |
| 鉄 板 売 却 益                     | 517    |     |           |
| そ の 他                         | 14,087 |     | 25,013    |
| 営 業 外 費 用                     |        |     |           |
| 支 払 利 息                       | 9,966  |     |           |
| そ の 他                         | 1,045  |     | 11,012    |
| 経 常 利 益                       |        |     | 196,625   |
| 特 別 利 益                       |        |     |           |
| 補 助 金 収 入                     | 60,000 |     | 60,000    |
| 特 別 損 失                       |        |     |           |
| 減 損 損 失                       | 36,972 |     | 36,972    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |        |     | 219,653   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 75,324 |     |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 23,920 |     | 99,245    |
| 当 期 純 利 益                     |        |     | 120,407   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |        |     | 120,407   |

# 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部                 |                  |
|--------------------|------------------|-------------------------|------------------|
| 科 目                | 金 額              | 科 目                     | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>3,719,872</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>4,173,528</b> |
| 現 金 及 び 預 金        | 321,288          | 買 掛 金                   | 1,468,298        |
| 売 掛 金              | 111,922          | 短 期 借 入 金               | 2,585,012        |
| 商 品                | 3,218,076        | 未 払 金                   | 50,774           |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品    | 22,277           | 未 払 法 人 税 等             | 36,014           |
| 前 払 費 用            | 10,119           | 前 受 金                   | 14,041           |
| そ の 他              | 36,196           | そ の 他                   | 19,387           |
| 貸 倒 引 当 金          | △8               | <b>固 定 負 債</b>          | <b>674,034</b>   |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>2,079,528</b> | 社 債                     | 250,000          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>1,450,367</b> | 長 期 借 入 金               | 408,725          |
| 賃 貸 用 資 産          | 552,228          | 繰 延 税 金 負 債             | 15,309           |
| 建 物                | 146,807          | <b>負 債 合 計</b>          | <b>4,847,562</b> |
| 構 築 物              | 73,929           | <b>純 資 産 の 部</b>        |                  |
| 機 械 及 び 装 置        | 24,540           | <b>株 主 資 本</b>          | <b>951,433</b>   |
| 車 両 運 搬 具          | 9,422            | 資 本 金                   | 97,725           |
| 工 具、器 具 及 び 備 品    | 9,222            | 資 本 剰 余 金               | 44,955           |
| 土 地                | 634,216          | 資 本 準 備 金               | 42,125           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>6,799</b>     | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 2,830            |
| ソ フ ト ウ エ ア        | 5,915            | <b>利 益 剰 余 金</b>        | <b>823,234</b>   |
| 電 話 加 入 権          | 883              | 利 益 準 備 金               | 1,300            |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>622,361</b>   | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 821,934          |
| 投 資 有 価 証 券        | 17,583           | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金       | 37,394           |
| 関 係 会 社 株 式        | 555,100          | 別 途 積 立 金               | 85,373           |
| 出 資 金              | 10               | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 699,166          |
| 敷 金 及 び 保 証 金      | 21,894           | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△14,481</b>   |
| そ の 他              | 27,774           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 403              |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>5,799,400</b> | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 403              |
|                    |                  | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>951,837</b>   |
|                    |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>    | <b>5,799,400</b> |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 損 益 計 算 書

(2023年 1 月 1 日から)  
(2023年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 5,171,608 |
| 売上原価         | 4,503,677 |
| 売上総利益        | 667,931   |
| 販売費及び一般管理費   | 493,914   |
| 営業利益         | 174,016   |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 2         |
| 受取配当金        | 486       |
| 受取手数料        | 13,200    |
| 受取保険金        | 1,026     |
| 受取家賃         | 5,585     |
| 保険解約返戻金      | 478       |
| 補助金の収入       | 442       |
| その他の収入       | 4,970     |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 8,166     |
| その他の費用       | 26        |
| 経常利益         | 192,015   |
| 補助金の収入       | 60,000    |
| 税引前当期純利益     | 252,015   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 65,947    |
| 法人税等調整額      | 22,728    |
| 当期純利益        | 88,676    |
|              | 163,339   |

独立監査人の監査報告書

2024年2月9日

株式会社TRUCK-ONE

取締役会 御中

ACアーネスト監査法人

岡山県岡山市

代表社員

公認会計士 和田 治郎

業務執行社員

代表社員

公認会計士 大森 浩二

業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社TRUCK-ONEの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TRUCK-ONE及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月9日

株式会社 T R U C K - O N E

取締役会 御中

A C アーネスト監査法人

岡山県岡山市

代 表 社 員 公認会計士 和田 治郎

業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 大森 浩二

業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 T R U C K - O N E の2023年1月1日から2023年12月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第34期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＡＣアーネスト監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ＡＣアーネスト監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月13日

株式会社ＴＲＵＣＫ－ＯＮＥ 監査等委員会

監査等委員（常勤） 藤井 彰 ㊟

監査等委員 廣瀬 隆 明 ㊟

監査等委員 武 田 京 子 ㊟

(注) 監査等委員藤井彰、廣瀬隆明及び武田京子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、経営成績に  
応じて株主の皆様への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、業績が堅調に推移し前期を  
上回る増益を達成できたことから、前事業年度末配当より1円50銭増配することとし、1  
株当たり5円50銭とさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金5円50銭 総額13,193,950円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2024年3月21日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である者を除く。）全員（6名）は任期満了となりますので、取締役（監査等委員である者を除く。）6名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役（監査等委員である者を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                             | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                         |                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1          | お 小 川 ゆう や<br>雄 也<br>(1976年1月4日)<br>再任       | 1996年4月<br>2000年10月<br>2004年4月<br>2008年12月<br>2009年3月<br>2013年1月<br>2013年3月 | 山口日野自動車(株)入社<br>(株)オガワ自販（現 (株)TRUCK-ONE）入社<br>関東車両センター 営業担当<br>東日本統括部長就任<br>執行役員 東日本統括部長兼東京支店長就任<br>執行役員 西日本統括部長就任<br>代表取締役社長就任（現任） | 466,100株            |
| 2          | なか やま まさ ひこ<br>中 山 雅 彦<br>(1958年10月1日)<br>再任 | 1983年7月<br>2006年4月<br>2010年4月<br>2011年10月<br>2012年3月<br>2016年10月            | 菱重コールドチェーン(株)入社<br>中四国ブロック長就任<br>関西販売部長就任<br>当社入社 営業本部長就任（現任）<br>常務取締役就任（現任）<br>西日本統括部長就任（現任）                                       | 12,000株             |
| 3          | ま さき たか とし<br>真 崎 高 利<br>(1963年12月16日)<br>再任 | 1986年4月<br>2016年4月<br>2017年4月<br>2018年1月<br>2018年3月<br>2022年4月              | 山口相互銀行（現 (株)西京銀行）入行<br>コンプライアンス統括室室長就任<br>当社へ出向 管理部長委嘱<br>当社入社 管理本部長就任（現任）<br>取締役就任<br>常務取締役就任（現任）                                  | 5,000株              |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                              | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                       |                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 4          | お 小 川 さ と の<br>(1955年 1月10日)<br>再任            | 1973年 3 月<br>1974年 8 月<br>1988年10月<br>1990年 1 月<br>1994年12月                               | いちや家具店入社<br>ロッテ商事入社<br>オガワ自販開業<br>(有)オガワ自販 (現 株)TRUCK-ONE) 設立<br>(株)オガワ自販 (現 株)TRUCK-ONE) 取締役<br>就任 (現任)                               | 200,000株            |
| 5          | さくら い まこと<br>桜 井 誠<br>(1967年 2月13日)<br>再任     | 1990年 4 月<br><br>2003年 4 月<br>2004年10月<br>2008年12月<br>2011年 1 月<br>2011年 3 月<br>2022年 4 月 | 住商機電貿易(株) (現 住友商事パワー＆モビ<br>リティ(株)) 入社<br>当社入社<br>取締役就任<br>取締役退任<br>企画営業室長就任 (現任)<br>取締役就任 (現任)<br>海外事業部長就任 (現任)                        | 96,400株             |
| 6          | お 小 川 し ん や<br>小 川 真 也<br>(1978年12月 8日)<br>再任 | 1997年 4 月<br>2007年 2 月<br>2008年12月<br>2009年 3 月<br>2013年 1 月<br>2013年 3 月                 | (株)オガワ自販 (現 株)TRUCK-ONE) 入社<br>岡山支店 営業担当<br>西日本統括部長就任<br>執行役員 西日本統括部長就任<br>執行役員 東日本統括部長兼東京支店長就任<br>取締役 営業副本部長兼東日本統括部長兼東<br>京支店長就任 (現任) | 371,800株            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契  
約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の11頁に記載のとおりで  
す。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれること  
となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生 年 月 日)                          | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                      |                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| ふじ い こう き<br>藤 井 宏 紀<br><br>(1941年2月11日) | 1964年4月<br>1968年11月<br>1969年11月<br>1970年2月<br>1972年11月<br>1997年5月<br>1999年1月<br>2005年4月<br>2005年5月<br>2017年3月<br>2021年3月 | 中滝製菓工業(株)入社<br>司法書士認可<br>土地家屋調査士認可<br>司法書士藤井宏紀事務所開設 所長（現任）<br>行政書士認可<br>山口県司法書士会理事<br>徳山簡易裁判所司法委員<br>周南調停協会会長<br>山口県司法書士会副会長<br>当社取締役（監査等委員）就任<br>当社取締役（監査等委員）退任 | —                   |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤井宏紀氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 藤井宏紀氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、司法書士、行政書士の業務に携わり法律の専門家として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査業務に反映していただけるものと判断し、補欠の社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 藤井宏紀氏は過去に当社の非業務執行役員（監査等委員である取締役）であったことがあります。
5. 藤井宏紀氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額といたします。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の11頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

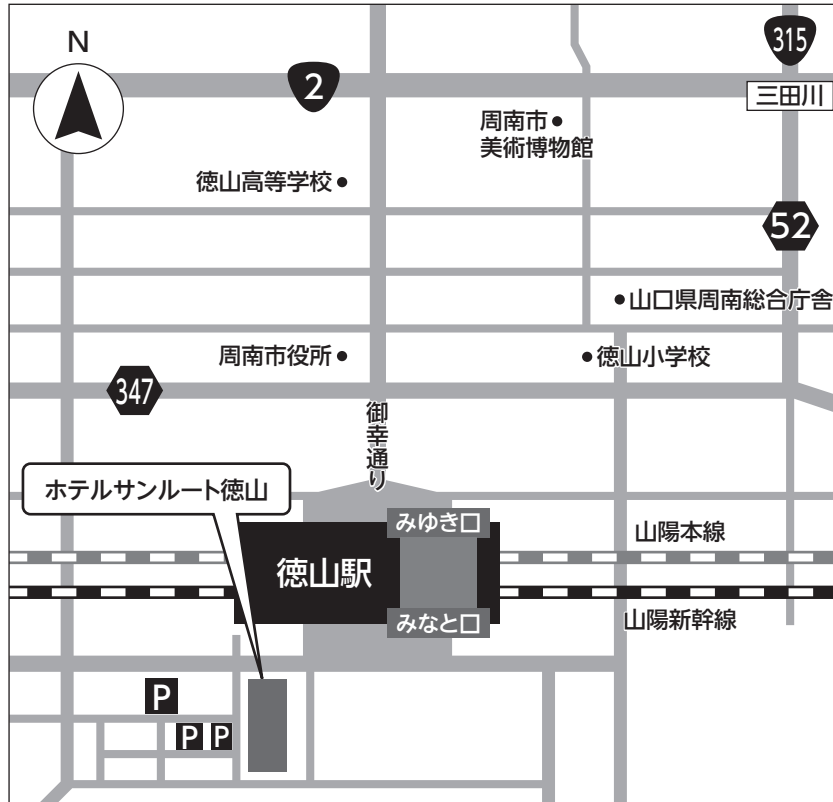
# 株主総会会場ご案内図

## 会 場

ホテルサンルート徳山 別館3階 銀河の間  
山口県周南市築港町8-33 TEL 0834-32-2611

## 交 通

| J | R | J R                 |
|---|---|---------------------|
|   |   | 山陽本線「徳山駅」下車徒歩2分     |
| 自 | 動 | 山陽自動車道「徳山東IC」から車10分 |
| 車 |   | 山陽自動車道「徳山西IC」から車25分 |



なお、駐車場の数に限りがございますので、なるべく公共交通機関にてご来場いただきますようお願い申し上げます。



地球環境に配慮した  
植物油インキを使用しています。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。